

議事要旨(2) 包括利益の表示の検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日は、包括利益の表示の単体財務諸表への適用について、第 237 回企業会計基準委員会(平成 24 年 2 月 2 日)での審議を踏まえた事務局案について審議されたい旨の説明がなされ、吉岡専門研究員より、審議事項(2)に基づいて、単体財務諸表の包括利益の本表の表示に関する論点、及び包括利益計算書の名称の変更に関する論点について具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

(単体財務諸表における包括利益の表示等)

- ・ 包括利益の表示そのものが当期純利益の情報価値に阻害することにはならないと考える。ただし、数多くの市場関係者の懸念を踏まえると、事務局案（単体における包括利益の任意表示については案 1、単体における包括利益情報の注記については案 A）もやむを得ないと考える。
- ・ リサイクリングや利益概念の問題は非常に重要な問題であるため、別途、検討する必要があると考える。日本基準を開発するにあたっては、基本的には連単一致とすべきと考えている。しかし、包括利益会計基準は表示の基準であることや市場関係者の懸念も踏まえると、連結と単体で取扱いが異なる場合もあり得るのではないかと。任意開示により、別の問題を生じさせる懸念や現行実務において既に連単で異なる表示を行っている点を踏まえると、事務局案（単体における包括利益の任意表示については案 1 が適切と考える。ただし、その論拠を基準の結論の背景等で記載するにあたっては、利益概念の問題と表示の問題を整理して記載する必要がある。また、包括利益の注記は、投資家の強いニーズが無ければ、作成コスト等を踏まえると事務局案（単体における包括利益情報の注記については案 A）が妥当であると考えている。
- ・ 退職給付（ステップ 1）の方向性と同じく、単体における包括利益の任意表示については案 1 が適切と考える。連結財務諸表非作成会社への対応については、株主資本等変動計算書から単体財務諸表の包括利益を計算できる点を踏まえると、特段の対応を行わないことでよいと考える。
- ・ 単体における包括利益の任意表示については案 2 を支持しており、従前よりその背景や根拠は示してきている。特に、包括利益の表示は、単なるコンバージェンスという観点からだけでなく、有用な情報を提供するからこそ連結に導入したのであって、それを個別にも導入したいという会社まで禁止する必要は無いと思う。しかし、一方で、案 2 だと実務上解決しなければならない課題があることも理解しているし、残念ながら案 2 を支持する意見が少数であることを考慮すれば、案 1 を事務局提案とすることは仕方ないと思っている。しかし、仮に案 1 で進めることとなった場合においても、

現在検討中の退職給付（ステップ 1）と共通の考え方に沿った対応とするのではなく、結論の背景などで今までの検討経緯が明瞭になるよう丁寧に説明されるべきである。また案 2 の根拠②については、利用者のニーズと、IR 上の作成者のニーズとは、別項目として書く必要があると考える。単体における包括利益情報の注記については、単体における包括利益の任意表示での事務局案を前提とすれば、案 A も仕方ないと思っているが、やはり、単体における包括利益の任意表示と同様にその検討経緯については丁寧に記載されるべきである。

- ・ 単体における包括利益の任意表示については案 1 を支持する。包括利益については、リサイクリングの議論を含めて利益概念を含めたその意味合いが十分に理解・熟成された後に、単体財務諸表への適用も検討することが望ましいと考える。それに対してあるオブザーバーから、包括利益の理解が十分進んでいないかのような意見があったが実務では幅広く定着していると認識している旨の意見があった。
- ・ 単体財務諸表の本表での包括利益の表示に対する懸念として挙げられている意見には誤解している点もあるため、その誤解を解消に努めることが基準設定主体の姿勢であり、その結果、我が国の会計リテラシーが向上していくと考えられる。また、連結財務諸表非作成会社への対応について、制度的に連結財務諸表作成会社と同等の基準を適用することが困難であれば、当面の間はそれに準じた何らかの手当てが検討されなければならない。

（包括利益計算書の名称の変更）

- ・ 「計算書」が、ボトムライン（損益）を指しているのか、それともその内容（その他の包括利益）を示しているのかは議論が多いところである。このため、慣れ親しんだ現行の名称を変更しないことで良いと考える。
- ・ 「損益」とは段階損益まで含めたものであると考えると、必ずしもボトムラインだけを指しているものではないと考えられる。このため、案 2 の「その他の包括利益計算書」や案 3 の「損益及びその他の包括利益計算書」という名称も検討対象になり得ると考えている。
- ・ 純利益を重視する我が国の姿勢の観点から、案 2（1 計算書方式：損益及びその他の包括利益計算書、2 計算書方式：損益計算書、その他の包括利益計算書）を支持する。
- ・ 前回の委員会で主張したように、変更することの検討をすることに賛成である。案 2 の 2 計算書方式の「その他の包括利益計算書」については、損益という言葉をつけておらず、損益とその他の包括利益とのつながりが不明瞭であるように見えるので支持出来ない。また、他に支障がない限り、改訂 IAS 第 1 号との整合性を図るという観点からも案 3（1 計算書方式：損益及びその他の包括利益計算書、2 計算書方式：損益計算書、損益及びその他の包括利益計算書）が良いと考える。

- ・ 会計基準を公表してから 1 年半程度しか経過していないため、包括利益計算書の名称を変更することは時期尚早である。

新井副委員長（専門委員長）より、本日審議いただいた意見を踏まえ、次回以降は単体財務諸表における包括利益の表示等については公開草案の文案検討に入る旨、及び包括利益計算書の名称については方向性を出していくために引き続き検討を行っていきたい旨の発言があった。

以 上